

「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」報告書（概要）

I. 現状と課題

地方公務員における臨時・非常勤職員の現状

| | |
|--------------------|---------------|
| 特別職 (地方公務員法非適用) | 首長、議員、委員等 |
| | 特別職非常勤職員 22万人 |
| 一般職 (地方公務員法適用) | 臨時の任用職員 26万人 |
| | 一般職非常勤職員 17万人 |

- ◆ 厳しい地方財政の状況が継続する中、教育、子育てなど増大する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数は増加。
H17 45.6万人 → H20 49.8万人 → H24 59.9万人
→ H28 64.5万人
(事務補助 約10万人、教員・講師 約9万人、保育士 約6万人、給食調理員 約4万人、図書館職員 約1.7万人など、幅広い分野で活用)
- ◆ 地方公共団体によっては制度の趣旨に沿わない任用が行われており(課題1・2)、また、処遇上の課題(課題3)もある。

<任用上の課題>

【課題1】

単なる事務補助職員も「特別職」で任用

「特別職」…本来、専門性が高い者等

※ 特別職には、守秘義務、政治的行為の制限などの公共の利益保持に必要な諸制約が課されていない
(地方公務員法非適用)

【課題2】

採用方法等が明確に定められていないため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

※ 一般職非常勤職員として任用すること自体に疑問を持つ自治体もあり

<処遇上の課題>

【課題3】

労働者性の高い非常勤職員に期末手当などの支給ができない

※ 国家公務員の非常勤職員は支給可能

※ 民間では「同一労働同一賃金」に向けた検討が行われている

II. 提言内容のポイント

- 臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保が図られるよう、以下の制度改正について、立法的な対応か、あるいは、通知等による解釈の明確化を両論併記。ただし、可能な限り立法的な対応を目指し検討すべき。
(今後、地方公共団体や職員団体などの関係団体からの意見を受け、具体的な制度改正を進めていくことが重要。)
※ 制度改正を行った後、各地方公共団体における具体的な実施に向け2年程度の準備期間を設けることが必要。

<任用上の課題>

【課題1】

単なる事務補助職員も、本来は専門性を有する「特別職」で任用

【課題2】

採用方法等が不明確なため、一般職非常勤職員としての任用が進まない

<処遇上の課題>

【課題3】

労働者性の高い非常勤職員に期末手当などの支給ができない

<課題への対応>

- ① 特別職非常勤職員を「専門性の高い者等(委員・顧問等)」に限定
② 成績主義の特例である臨時の任用職員を国と同様に、「常勤職員(フルタイム)の代替」に限定
③ 一般職非常勤職員の「採用方法・服務規律等の新たな仕組み」を明確化し、労働者性の高い非常勤職員は一般職非常勤職員として任用

一般職非常勤職員について期末手当などの手当の支給が可能な制度に見直し

特別職
(地方公務員法非適用)

首長、議員、委員等

特別職非常勤職員 22万人

一般職
(地方公務員法適用)

臨時の任用職員 26万人

一般職非常勤職員 17万人

労働者性の高い者は、原則、一般職非常勤職員に移行

【現状】報酬・費用弁償のみ
(手当の支給は不可)

↓
給料・手当を支給できる
給付体系に移行

「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会」（概要）

1. 趣 旨

地方公共団体においては、多様化する行政ニーズに対応するため、任期の定めのない常勤職員を中心としつつ、臨時・非常勤職員、任期付職員などの多様な任用・勤務形態が活用されている。

臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等については、制度の趣旨、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保できるよう、平成26年7月の公務員部長通知で改めて留意すべき事項を示し、各地方公共団体において取扱いを再度検証した上、必要な対応を図るよう要請している。

今般、この通知のフォローアップを含めた調査を実施しており、その結果や関連する新たな動きを踏まえ、臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方について検討を行う。

2. 構成員

【座長】 高橋 滋 （法政大学法学部教授（行政法））

【委員】 伊藤 正次 （首都大学東京大学院社会科学研究科教授（行政学））

大橋 真由美（成城大学法学部教授（行政法））

川田 琢之（筑波大学ビジネスサイエンス系教授（労働法））

小杉 礼子（独立行政法人 労働政策研究・研修機構特任フェロー（非正規労働））

中村 貴子（久喜市総務部副部長）

布山 祐子（日本経済団体連合会労働法制本部上席主幹）

人羅 格（毎日新聞社論説委員）

八重樫 高明（東京都総務局人事部制度企画課長）

安永 貴夫（日本労働組合総連合会副事務局長）

3. スケジュール

第1回（7月26日）現行制度の概要、これまでの経緯等の説明、研究会の進め方

第2回（8月9日）地方公共団体からヒアリング
(東京都、愛知県東浦町、神奈川県逗子市)

第3回（8月31日）水町勇一郎教授（東京大学社会科学研究所（労働法）、同一労働同一賃金の実現に向けた検討会（厚生労働省・一億総活躍推進室）委員）、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部、経団連からヒアリング

第4回（9月13日）国及び地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査結果の報告

第5回（9月26日）職員団体からヒアリング、論点整理

第6回（12月5日）論点（案）について議論

第7回（12月12日）報告書（案）について議論

第8回（12月22日）内閣官房働き方改革実現推進室からヒアリング、報告書のとりまとめ

第9回（平成29年2月～3月（予定））報告書のフォローアップ